

平成31年度 就学援助申請のお知らせ (小学校新2年生～中学校新3年生)

砂川市教育委員会

砂川市教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対して就学援助を行っています。援助を希望される方は、申請書に収入を証明する書類を添えて、お子様が通学している学校又は教育委員会へ提出してください。

平成30年度に認定を受けている方も、平成31年度は改めて申請が必要です。

兄弟姉妹で違う学校へ通学している場合は、通学しているそれぞれの学校へ書類を提出する必要があります。
なお、生活保護受給者については提出不要です。

○援助の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学生徒学用品費（平成31年3月の受給者を除く）、修学旅行費、医療費（学校病治療用（主に虫歯）、砂川市内の医療機関のみ有効）、学校給食費、通学費（片道の通学距離が児童4km以上、生徒6km以上で公共交通機関の定期券を使用する場合）

○援助を受けられるおおよその目安

援助を受けられるおおよその目安は、給与所得者の家庭で前年の1月～12月までの総収入（源泉徴収票の支払金額）が、4人家族（例：父38歳・母36歳・子13歳・子8歳）で借家の場合、おおよそ400万円以内になります。ただし、年齢構成や住宅事情等により計算方法が異なるため、該当にならない場合もあります。

○提出書類

- 平成31年度就学援助申請書
- 平成30年1月から12月分の収入を証明する書類（提出がない場合は申請書をお返しします）
※児童生徒と同居する方で収入のある方全員の証明書が必要です（世帯状況の確認をさせていただく場合があります）。
※源泉徴収票がない方は、給与証明書（別紙）を職場で記載してもらい、提出してください。
※収入証明書を提出できない理由のある方は、事前に相談してください。

収入の種類	添付書類
給与所得の方	平成30年分給与所得の源泉徴収票の写し ※源泉徴収票のない方は、事業所発行の給与証明書
事業所得、農業所得 その他の収入の方	平成30年分所得税の確定申告書 平成30年分青色申告決算書 平成30年分収支内訳書 どれか1つを写し
手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当） 公的年金（老齢厚生年金等） など	平成30年1月から12月の受領額が確認できるもの 各種手当の支払通知書・証書等の写し 平成30年分公的年金等の源泉徴収票等の写し
前年と職業が異なる方が世帯にいる方 現在失業中の方が世帯にいる方	状況に応じて必要書類を説明しますので、教育委員会にお問い合わせください

※書類に「健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険費」が記載されていない場合は、金額の確認ができるものを提出してください。

○提出期限

平成31年3月8日（金） 厳守

- ※ 提出期限を過ぎると、4月当初からの援助を受けることができませんので提出期限は厳守してください。
- ※ 期限までに提出できない特別な事情のある方は、必ず事前にご相談ください。
- ※ 認定・否認定の通知は、4月下旬に発送する予定です。

○提出先 現在お子さんの通学している学校又は教育委員会（公民館内）

ご相談・お問い合わせ先 学務課 学校教育係（電話 54-2121 内線375）

平成31年度 就学援助申請のお知らせ (小学校新1年生)

砂川市教育委員会

砂川市教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童生徒に対して就学援助を行っています。援助を希望される方は、申請書に収入を証明する書類を添えて期限厳守にて入学予定の学校又は教育委員会へ提出してください。

新1年生児童の兄又は姉が中学校へ通学している場合は、小学校と中学校へ書類を提出する必要があります。
なお、生活保護受給者については提出不要です。

○援助の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童学用品費（平成31年3月の受給者を除く）、修学旅行費、医療費（学校病治療用（主に虫歯）、砂川市内の医療機関のみ有効）、学校給食費、通学費（片道の通学距離が児童4km以上、生徒6km以上で公共交通機関の定期券を使用する場合）

○援助を受けられるおおよその目安

援助を受けられるおおよその目安は、給与所得者の家庭で前年の1月～12月までの総収入（源泉徴収票の支払金額）が、4人家族（例：父38歳・母36歳・子13歳・子6歳）で借家の場合、おおよそ400万円以内になります。ただし、年齢構成や住宅事情等により計算方法が異なるため、該当にならない場合もあります。

○提出書類

- 平成31年度就学援助申請書
- 平成30年1月から12月分の収入を証明する書類（提出がない場合は申請書をお返しします。）
※児童生徒と同居する方で収入のある方全員の証明書が必要です（世帯状況の確認をさせていただく場合があります）。
※源泉徴収票がない方は、給与証明書（別紙）を職場で記載してもらい、提出してください。
※収入証明書を提出できない理由のある方は、事前に相談してください。

収入の種類	添付書類
給与所得の方	平成30年分給与所得の源泉徴収票の写し ※源泉徴収票のない方は、事業所発行の給与証明書
事業所得、農業所得 その他の所得の方	平成30年分所得税の確定申告書 平成30年分青色申告決算書 平成30年分収支内訳書 のいずれかの写し
手当（児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当） 公的年金（老齢厚生年金等） など	平成30年1月から12月の受領額が確認できるもの 各種手当の支払通知書・証書等の写し 平成30年分公的年金等の源泉徴収票等の写し
前年と職業が異なる方が世帯にいる方 現在失業中の方が世帯にいる方	状況に応じて必要書類を説明しますので、教育委員会にお問い合わせください

※書類に「健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険費」が記載されていない場合は、金額の確認ができるものを提出してください。

○提出期限（以下の①と②の場合によって提出期日が異なります。）

①今年入学するお子さんに、小中学校在学中の兄・姉がいる場合 平成31年3月8日（金） 厳守

②今年入学するお子さんに、小中学校在学中の兄・姉がいない場合 平成31年4月8日（月） 厳守

※ 提出期限を過ぎると、4月当初からの援助を受けることができませんので提出期限は厳守してください。

※ 期限までに提出できない特別な事情のある方は、必ず事前にご相談ください。

※ 認定・否認定の通知は、4月下旬に発送する予定です。

○提出先 お子さんが入学する小学校又は教育委員会（公民館内）

ご相談・お問い合わせ先 学務課 学校教育係（電話 54-2121 内線375）